

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月26日

岩手県人事委員会

委員長 渡辺正和

岩手県人事委員会規則第2号

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則（昭和32年岩手県人事委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後				
別表第2（第9条の2－第10条の2関係）				別表第2（第9条の2－第10条の2関係）				
試験の種類	職種区分	職種区分の対象となる職	試験方法	試験の種類	職種区分	職種区分の対象となる職	試験方法	
[略]				[略]				
職員採用Ⅱ種試験	一般事務	職員採用Ⅱ種試験の他の職種区分の対象となる職以外の全ての職	[略]	職員採用Ⅱ種試験	<u>一般事務A</u>	職員採用Ⅱ種試験の他の職種区分の対象となる職以外の全ての職（ <u>一般事務B</u> にあつては、岩手県知事部局行政組織規則（平成13年岩手県規則第46号）第18条に規定する沿岸広域振興局又は県北広域振興局の所管区域に所在する公署に置かれる職に限るものとする。）	[略]	
	警察事務	[略]			警察事務			[略]
職員採用Ⅲ種試験	一般事務	職員採用Ⅲ種試験の他の職種区分の対象となる職以外の全ての職	[略]	職員採用Ⅲ種試験	<u>一般事務A</u>	職員採用Ⅲ種試験の他の職種区分の対象となる職以外の全ての職（ <u>一般事務B</u> にあつては、岩手県知事部局行政組織規則第18条に規定する沿岸広域振興局又は県北広域振興局の所管区域に所在する公署に置かれる職に限るものとする。）	[略]	
	警察事務	[略]			警察事務			[略]
	[略]	[略]			[略]			[略]
[略]				[略]				
[略]				[略]				

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。